

災害時要援護者を洪水から守るために

防災、減災の基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、地域における避難支援体制の整備を進めていく必要があります。

- ・災害時要援護者関連施設への情報伝達の実施に向けた「施設リスト、連絡方法等」が97%の市区町村で準備完了予定。（平成20年3月31日時点）
- ・目前に迫った出水期への備えとして、関係機関が連携を強化し、警戒避難体制等の防災体制整備の推進をするとともに、河川管理者等から提供される防災情報が、情報の受け手である住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や避難行動につながるよう防災訓練等の実施を呼びかけてまいります。

平成20年3月

国土交通省 河川局 防災課

目次

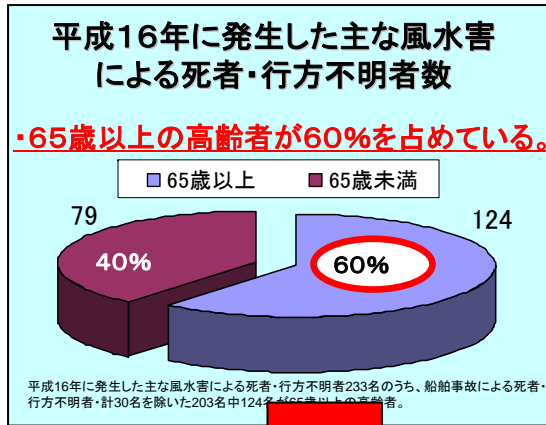
1. 災害時要援護者を洪水から守るために	1
2. 施策の背景	2
3. 施策の進捗状況	3
4. 水防法の改正	4
5. 施策の効果	5
6. 災害時要援護者の避難支援対策の推進について	6
7. 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み(各ブロック)	7～15

1. 災害時要援護者を洪水から守るために

- 近年の水災では、**高齢者及び保育園の園児といった災害時要援護者の被災**が目立っている。
- 災害時要援護者は避難に時間を要する。
- 河川情報を少しでも早く確実に伝えることで、早めの備え、円滑かつ迅速な避難が可能となる。



平成16年7月14日朝日新聞



公立豊岡病院の浸水時の状況

水防法の改正(平成17年) 災害時要援護者関連施設への洪水予報等の伝達の義務化

○施策推進の取り組み(平成19年度)

- ①国・都道府県が連携し、市町村を支援 ← 推進チームを設置し、連携強化
- ②各ブロック毎にアクションプログラムを作成し、施策を実施 <目標(優先順位・スケジュール等)、役割分担 等>
- ③地域防災計画に定める手続きなどを待たずして、「施設リスト、連絡方法等」※1)を至急整備することを目指す

※1)「施設リスト、連絡方法等」とは、1)市町村地域防災計画の原案、2)施設リストと連絡方法、3)施設リスト のいずれかを指す。

→ その結果、「施設リスト、連絡方法等」または「地域防災計画への規定」が**97%の市区町村で準備完了**

<施設リスト、連絡方法等または地域防災計画に規定済み>災害時要援護者関連施設: 803市区町村(97%) (平成20年3月31日時点)

<地域防災計画に規定済み>災害時要援護者関連施設: 211市区町村(25%)

○今後の展開

- ①「施設リスト、連絡方法等」を、速やかに地域防災計画に規定する。
- ②施策の効果的実戦に向け、次の出水期までに避難に結びつく河川情報の内容、情報伝達手法等の検討を行い、河川管理者、水防管理者、防災部局、住民等と訓練等に取り組む。

2. 施策の背景

○全国の災害時要援護者関連施設：約153,600施設

その内、**約3割の施設で浸水する可能性。**

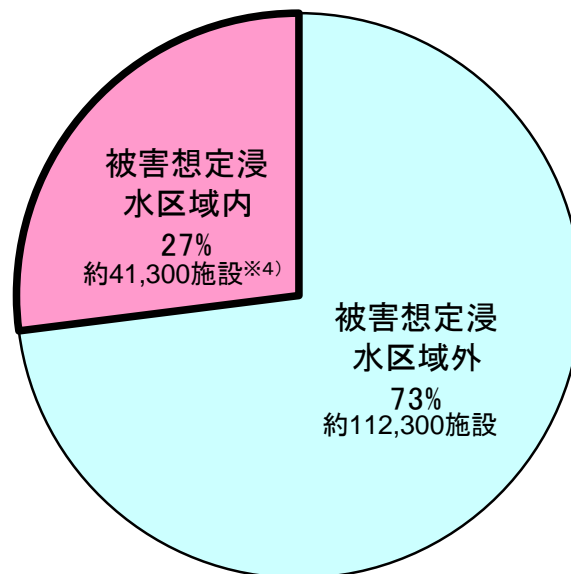
○浸水する可能性のある災害時要援護者関連施設：約41,300施設（27%）

（平成19年10月31日時点）

各都道府県全域および被害想定浸水区域※1)内の施設数とその割合

災害時要援護者関連施設

都道府県内全域：約153,600施設※2)



●施設数の算出根拠

○都道府県内全域の施設数※2)、※3)は、以下により算出。

・※2)災害時要援護施設については、消防庁の統計データによる。

○都道府県全体の被害想定区域内の施設数※4)、※5)は、以下により算出。

・告示済み浸水想定区域内の施設については、各消防本部所有の資料から調査（平成18年12月31日時点）を行った結果を使用。

・公表済み以外の浸水する可能性のあるエリアについては、上記調査データ等から面積比率等により推算している。

※1)被害想定浸水区域は、浸水の可能性のある区域で、浸水想定区域（公表・未公表）、想定氾濫区域、浸水実績図、ハザードマップ等を各都道府県が独自に組み合わせたものであり、今後、新規の浸水想定区域の指定等により区域が広がる可能性がある。

3. 施策の進捗状況

全国 { 21,089河川 → 1級河川:13,998河川、2級河川:7,091河川 (平成18年4月30日時点)
1,823市区町村 (平成19年10月1日時点)

平成19年12月1日時点	指定目標河川数	指定済	残
洪水予報河川+水位周知河川	約2,200河川	1,426河川(約60%)	約800河川
平成19年12月31日時点	指定目標河川数 指定目標市区町村数	指定済河川数 指定済市区町村数	残
浸水想定区域	約2,200河川 約1,500市区町村	926河川(約40%) 1,074市区町村(約70%)	約1,300河川 約400市区町村
平成19年12月31日時点	作成目標市区町村数	策定済	残
洪水ハザードマップ	約1,500市区町村	672市区町村(約50%)	約800市区町村

○災害時要援護者関連施設への情報伝達体制の整備

平成20年3月31日時点判明分	施設がある市区町村	①地域防災計画に規定済み	施設リスト、連絡先等 (地域防災計画の原案、施設リストと連絡方法、施設リスト)	準備完了 (①+②)
			②作成済み	
災害時要援護者関連施設	830市区町村 ^{※1)}	211市区町村 (25%)	592市区町村	803市区町村 (97%)

※1) 今後、浸水想定区域の指定を受け増加する。

●災害時要援護者関連施設: 対象830市区町村中、803市区町村(97%)で準備完了。

被害が想定される区域^{※2)}内にある施設数
・災害時要援護者関連施設 約41,300施設
※2) 浸水想定区域(公表・未公表)、想定氾濫区域、浸水実績図、ハザードマップ等

なお、市町村地域防災計画は、1,643市町村で策定
(平成18年4月1日時点消防庁調査)

4. 水防法の改正

病院、老人福祉施設、保育所等の災害時要援護者関連施設

高齢者等災害時要援護者の被災が目立っている。

災害時要援護者は避難に時間を要する。

避難のためには迅速かつ確実な情報伝達が必要。

水防法の改正(平成17年)

●浸水想定区域内の高齢者等災害時要援護者が主に利用する施設※1)への洪水予報等※2)の伝達方法を市町村地域防災計画に規定すること。

災害時要援護者の水災時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために規定された。

※1) 養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生施設・身体障害者療護施設等の身体障害者更生援護施設、助産施設・保育所等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び盲学校・聾学校等の学校等が想定される。

※2) 洪水予報、避難判断水位(特別警戒水位)への水位の到達情報。

市町村地域防災計画への規定

浸水想定区域ごとに

- ・施設の名称及び所在地
- ・洪水予報等の伝達方法を規定する。

〇〇川洪水予報等の災害時要援護者施設への伝達系統(例)

〇〇県土木事務所

〇〇市消防局防災課危機管理室

〇〇市保険福祉局保険福祉総務課

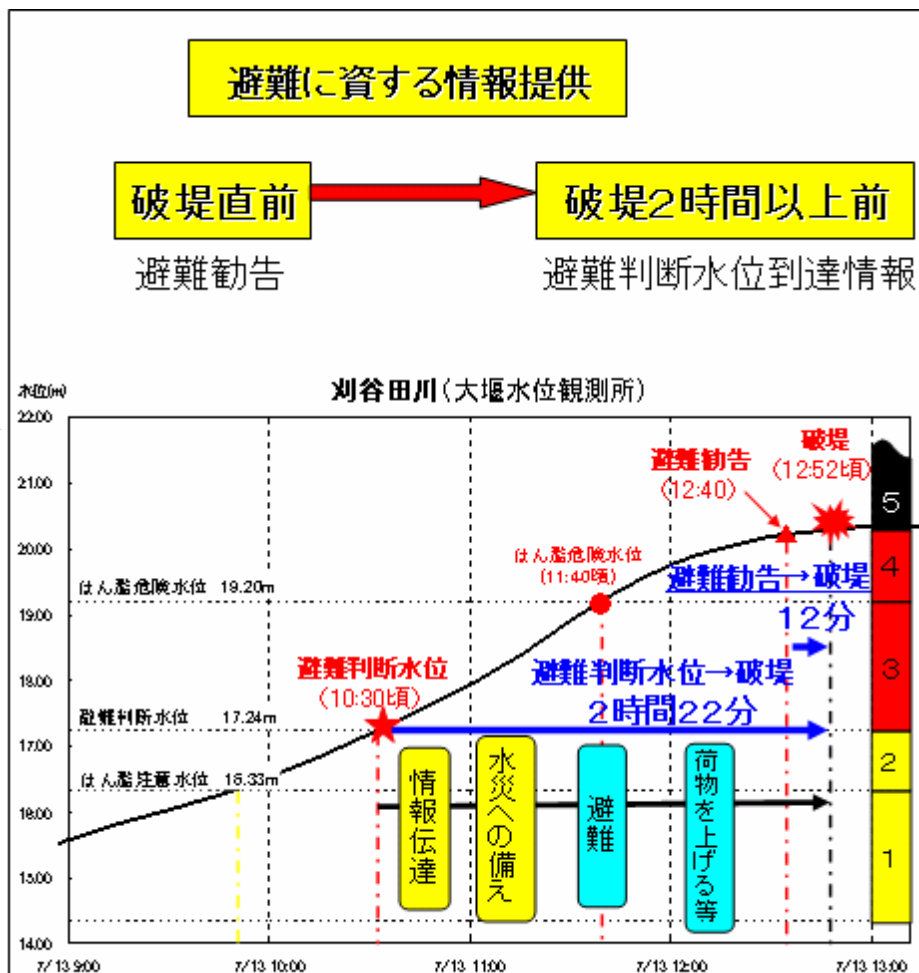
情報伝達手段: 電話、FAX

災害時要援護者の利用する施設

- 〇〇病院
- 〇〇保育所
- 〇〇養護老人ホーム
-

5. 施策の効果

- 平成16年7月13日の新潟・福島豪雨では、刈谷田川が破堤し、保育所が浸水・孤立し77人がヘリコプターで救助された。
- 破堤までの時間: 避難勧告から12分後、避難判断水位到達から2時間22分後。
(避難判断水位は、被災後の平成17年に水防法の改正がなされ、新たに設定されることとなった。)
- 避難判断水位到達情報が保育所へ早急に伝達されれば、最大で約2時間20分間、水災への備え、避難に活用できる可能性が生まれる。**
- 具体的には、園児を浸水しない高所や避難場所へ避難させる、荷物を2階以上へ運ぶ、関係者へ連絡することなどが可能となる。
- 今回を上回る水災が発生し、はん濫域が拡大しても、情報伝達体制が整っている援護者施設では同様の対応が可能となる。



6. 災害時要援護者の避難支援対策の推進について

内閣府、総務省消防庁、厚生労働省、**国土交通省**が連名で都道府県防災・民生・土木主管部(局)長宛に平成19年12月18日付けで「**災害時要援護者の避難支援対策の推進について**」を发出。

背景

- ・各都道府県、市区町村において「避難支援プラン」の作成にとりくんでいるところ。
- ・新潟中越沖地震においても、多くの高齢者が被災しており、災害時要援護者の避難支援対策の推進が喫緊の課題。
- ・災害時要援護者の避難支援対策の促進に関し、政府においてとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」に位置付けたところ。

取り組むべきこと

- 1)「避難支援プランの全体計画」の策定
- 2)「市町村地域福祉計画」の充実→要援護者に係る情報の把握・共有及び支援
- 3) **ハザードマップの整備、地域防災計画の見直し(水防法、土砂災害防止法等)、避難勧告発令基準の設定、防災訓練の実施など**

地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念されるなか、**災害時要援護者の被害を未然防止し軽減していく上で、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、「避難支援プラン」の作成に不可欠なハザードマップの整備等が必要**

(基本となる各種の社会資本の整備)

◎地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等を踏まえ、国民の安全・安心の確保の観点から、限られた予算の中で最大限に効果を発揮すべく、**災害リスクの増大に対応した水害・土砂災害対策**を重点的に推進

◎甚大な被害が発生した地域において**災害復旧・再度災害防止を徹底**するとともに、緊急災害対策派遣隊の整備により大規模災害発生時の初動対応を強化

(災害時要援護者の避難支援対策に関連するソフト施策)

◎平成17年に災害時要援護者支援等の観点から改正された水防法や土砂災害防止法等に基づき、市区町村において、地域防災計画の見直しにより、災害時要援護者関連施設に対する**洪水予報等の伝達方法や土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準の設定等**を定めるとともに、洪水・土砂災害・津波・高潮に対する**ハザードマップの作成・公表、土砂災害警戒区域等の設定、防災訓練の実施**などの措置を促進

※)なお、内閣府、総務省消防庁、厚生労働省、**国土交通省**が連名で都道府県防災・民生・土木主管部(局)長宛に平成20年2月19日付けで「**避難支援プランの全体計画**」のモデル計画について」を发出。

避難支援プランの全体計画が策定されるよう、市区町村への支援と協力を周知している。

7. 北海道ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

災害時要援護者等の避難に役立つ施策について理解を浸透していただく取り組み。

- ・各種会議等における市町村への説明（180市町村に対し実施済み。 100%達成）
- ・国管理河川の浸水想定区域内の各市町村長に対する説明（82市町村長に対し実施済み。 100%達成）

洪水ハザードマップ作成済み市町村に対し、「いざというときの備え（施設リストと連絡方法等）」を作成していただく取り組み。

- ・各市町村内における対象施設（案）の抽出及び地域防災計画の見直し（案）の作成



該当52市町村の内、50市町村において、いざというときの備えを作成済み。 96%達成（地域防災計画に規定済み市町村を含む）

洪水ハザードマップの活用、及び認知率向上に対する取り組み。

- ・ハザードマップを活用した地域の訓練を河川災害情報普及支援室により支援。（札幌市、土別市、名寄市、美深町、中川町、音威子府町）

洪水を想定した訓練（研修）の実施

① 洪水ハザードマップを周知するとともに、的確な避難行動を行なうために、住民参加の避難訓練や水防研修を実施し、地域防災意識の向上を図っており、北海道開発局においてこれらの取り組みを支援している。



札幌市で行われたハザードマップを活用した水防研修①



天塩川で行われたハザードマップを活用した住民避難訓練の新聞記事①

② 各市町村において、水害を想定した住民の避難訓練を実施し、自治体職員の防災対応能力の向上を図るとともに、住民の防災意識向上に努めている。北海道開発局ではこれらの取り組みを各市町村に呼びかけている。

富良野市の住民避難訓練 幼児47人も参加②



7. 東北ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

取り組み内容

- AP推進チームの枠組みの明確化
- 災害普及協議会の開催（100%）
- 水防計画書への掲載の義務付け（秋田県）

原案作成状況(H20.1末現在)

地下街等（100%：1市）
要援護者施設等（100%：79市町村）
※地域防災計画へ掲載済（8市町）

AP推進チームの枠組み

AP推進チームの組織化とスケジュールを明確化し、東北としての目標設定を行った。

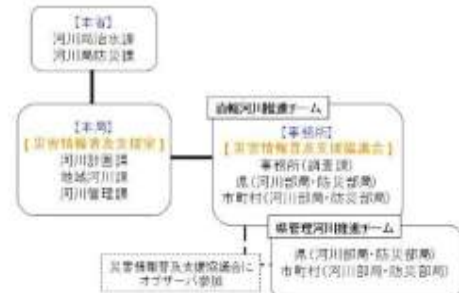
災害情報協議会の開催

各河川毎に設置している災害情報協議会に、部会としてAP推進チームを組織し、地域一体的な推進を図った。

水防計画書への掲載の義務付け(秋田県)

市町村水防計画書へ災害時要援護者関連施設リスト等の掲載を義務付けた。

第15条AP推進チームの枠組み(案)



スケジュール(案)



阿武隈川圏域災害普及協議会



河砂 一 660
平成19年7月11日

各地域復興局長 様

建設交通部河川砂防課長

水防法第15条の履行について

水防法が改正され二年となるが、標記について定めている市町村が対象として少ない状況にあり、国土交通省よりその履行について強い指導がある。よって、以下の内容を地域防災計画に定めるとともに、市町村水防計画書にも掲載することとしたので、管内関係市町村へ別途国土交通省からの資料を添えて周知徹底されるようお願いいたします。

(水防法第15条により地域防災計画に定める内容)

①対象市町村：盛水想定区域図が指定公表されている河川を有する市町村

- ・直轄河川 雄物川、玉川、磐城川、成瀬川
- ・米代川、子吉川
- ・種別河川 旭川、太平川、華生津川、長木川、三穂川、種土川、橋平川

②定める内容

- ・洪水予報(水防情報周知河川含む)の伝達方法
- ・避難場所
- ・地下街等および災害時要援護者関連施設の名称・所在地
- ・地下街等および災害時要援護者関連施設への洪水予報等の伝達方法

③その他

- ・このことについて、河川砂防課長より直接、市町村長へ要約の連絡を入れることとなっている。
- ・情報によれば、作成の進捗状況を毎週金曜日に関へ報告することとなる予定である。
- ・作成済み地域防災計画、水防計画については、追加等での対応のこと。
- ・市町村が今定めることが出来ない場合は、その理由を説明のこと。

7. 関東ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

取り組み内容

- 関東ブロック水防法15条アクションプログラム推進連絡会を設置、開催
- アクションプログラムの作成
- 市区町村に対する各種支援の実施
- 取り組みの進捗状況(H20.1.25時点)
 災害時要援護者施設: **92%達成** 地下街等: **65%達成**

※達成率は、対象市区町村数の内、市区町村地域防災計画に規定済みまたは施設のリストと連絡先を作成済みの市区町村数の割合

- 今後も各機関の防災部局、福祉部局など関連する部局が協力して支援を推進する

連絡会の開催

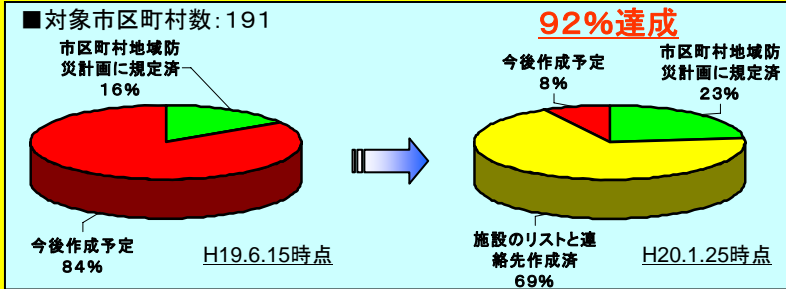
- 地域防災計画策定に向けたAP連絡会開催(第1回、第2回)
 - ・ アクションプログラムの作成
 - > 取り組み事項
 - > 相談窓口の設置
 - > 広報活動方針
 - ・ 規定事例の収集、配布、紹介
 - ・ 意見交換等

市区町村に対する各種支援

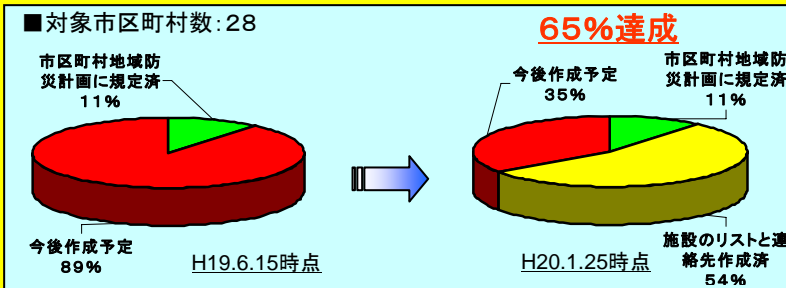
- 施設カルテ(名簿等)の作成、配布
- 市区町村長へ個別説明、メール配信
- 説明会の開催
- 相談窓口の設置
- 個別ヒアリング・アンケート等の実施
- 雛型の作成・配布
- 情報伝達方法の調整・検討 等

取り組みの進捗状況

<災害時要援護者施設>



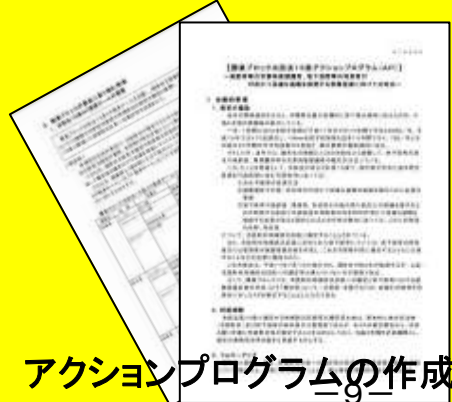
<地下街等>



※達成率は、対象市区町村数の内、市区町村地域防災計画に規定済みまたは施設のリストと連絡先を作成済みの市区町村数の割合



連絡会開催状況



アクションプログラムの作成

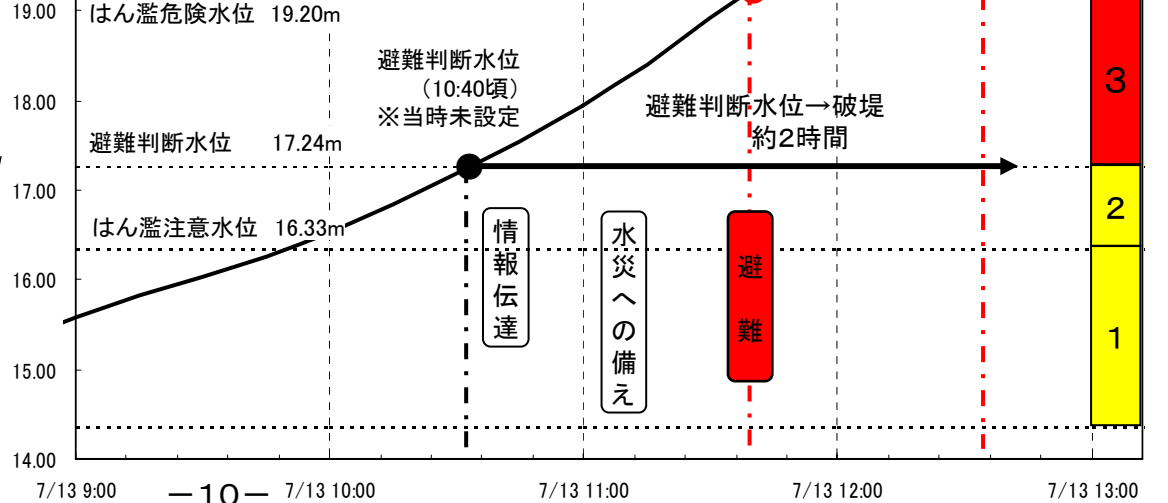
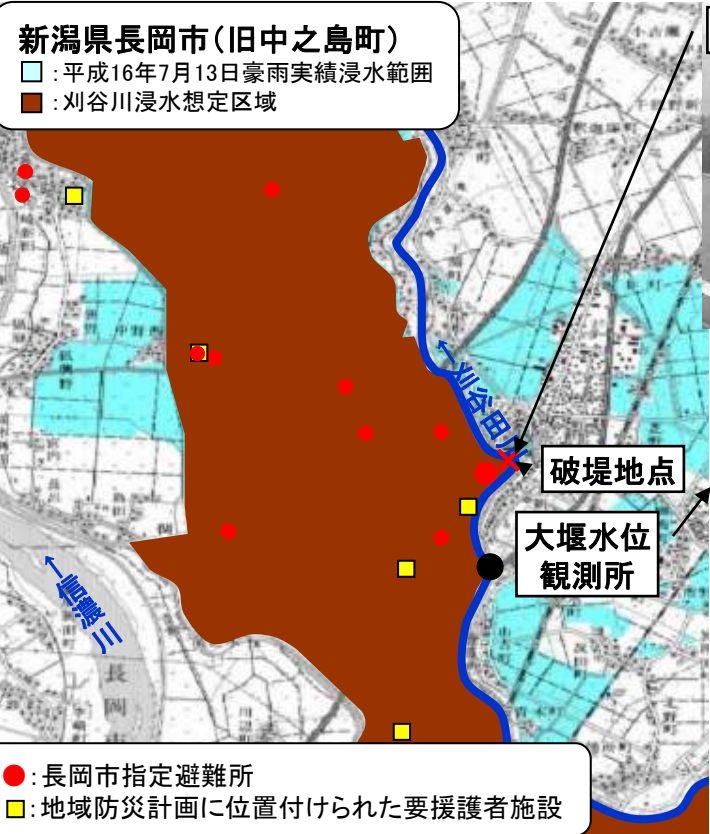
※今後作成予定の市区町村においては対象となる施設数が多い等の課題があり対象施設の選定、伝達方法や避難場所等の検討を実施中。

7. 北陸ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

- 平成16年7月13日新潟・福島豪雨を教訓に災害時要援護者支援に対する取り組みを実施。
- 北陸3県(新潟県・富山県・石川県)では、平成19年末迄に、いざという時、災害時要援護者施設等への情報伝達整備をほぼ完了。
- 新潟県長岡市では、平成16年に発生した豪雨をきっかけに設けられた避難判断水位の情報が、災害時要援護者施設等へ早急に伝達されれば、水災への備え、避難に活用できることから、いち早く地域防災計画に災害時要援護者施設、情報伝達体制を位置付けました。

いざという時、災害時要援護者施設等への情報伝達整備状況(平成19年末現在)

	県名	対象市町村数	平成19年末迄に施設リストと連絡先の整備完了
災害時等要援護者関連施設	新潟	26	25 (96%)
	富山	12	12 (100%)
	石川	10	10 (100%)
地下街等	新潟	2	1 (50%)
	富山	0	0 —
	石川	0	0 —



取り組み内容

●水防法第15条に基づく、地域防災計画の見直しに関する支援を実施

浸水想定区域内の流域市町村に対して、下記の支援を実施している

○災害時要援護者関連施設の選定支援

消防部局・関係各県・整備局(河川事務所)の共同作業により、水防法第15条に該当すると想定される関連施設を抽出し、流域市町村に提示することにより、災害時要援護者関連施設の選定支援を実施した。

○説明会の開催 ・ 先進事例の紹介

岐阜県にて「地下街等及び災害時要援護者施設の市町村地域防災計画への規定に関する市町村要望出前講座」として関係市町村への説明会を開催したほか、各県の各種会議にて水防法15条の意義や先進事例の紹介による情報共有などを実施した。

○市町村長等への説明

中部地方整備局 河川関係事務所長等より市町村長等へ水防法第15条の意義や地域防災計画への記載の必要性を説明した。なお、各県からも同様の説明を実施した。

○いざという時の備えを作成

上記の支援により、中部ブロック4県(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)の浸水想定区域内の流域市町村の9割以上が、いざという時の備えとして災害時要援護者関連施設の選定及び連絡先の把握を完了している。

7. 近畿ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

取り組み内容

・近畿ブロック水防法第15条アクションプログラムを各府県に送付(近畿地整)

・淀川水系の府県においては「水害に強いまちづくり協議会」の中で避難勧告等判断・伝達マニュアルの取り組み支援の実施(近畿地整)

・各市町地域防災計画担当者に対する説明会およびヒアリングの実施(各府県)

・大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの策定(大阪府)

・府・市町村の危機管理部局・福祉部局・建設部局合同の地域防災連絡会議(地方振興局単位)を開催(京都府)

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの策定(大阪府)

内容: 災害時要援護者関連施設への情報伝達方法や洪水予報や土砂災害警戒情報等を活用した避難準備情報等の発表基準を設定

滋賀県内市町等を対象とした水防法第15条に係る説明会を開催(H19.7.3)

内容: 本省防災課から講師を招いて出前講座を実施。水防法第15条の改正点や先進市町村における地域防災計画の見直し事例等について説明。

「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について

ガイドライン
 ● 近況、金融に依存する高齢者、土砂災害等が頻発する地域、避難勧告等が適切なタイミング、適切な地域で発令できない
 ● 避難への意思づけの難い高齢者の避難の困難
 ● 避難勧告が即ち避難を促すという認識が不明

提供状況
 ○近年、農中農用の発生回数が増加
 ○市内は低平地が多く、自つ三方が山
 ○近年甚大な被害が無く、危機意識が低下
 ○避難の判断基準が明確でない

目的
 水害及び土砂災害に対して、市町村が適切に行動するための「避難勧告等の判断伝達マニュアル」の策定を支援し、避難対策の推進を支援すること。

ガイドラインのポイント
 避難を要する区域の特定
 避難準備情報
 避難勧告
 避難指示

平成 19 年 11 月

大阪府
 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

大阪府版
 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

平成 19 年 11 月

大阪府



7. 中国ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

取り組み内容

市町村による浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設への洪水予報等の伝達の計画策定推進のための取り組みについて、中国ブロック(中国地方整備局・中国五県)では以下のとおり実施した。

<主な取り組み>

- ・中国地方整備局・各県による市町村毎に相談窓口の設置(各県・中国地方整備局河川事務所(15窓口)で対応)
- ・中国地方整備局・各県共催で市町村担当者を対象とした説明会開催(5県で実施済み)
- ・相談窓口への質問事項を「Q&A」として配布(各相談窓口より全市町村へ配布済み)

<計画策定の進捗状況>

- ・平成20年1月末時点の市町村地域防災計画への規定状況(9市町村/56市町村:16%達成)
(今年の出水期までに、52市町村/56市町村:93%達成見込み)
- ・平成20年1月末時点の計画原案作成状況(55市町村/56市町村:98%達成)
(今年の出水期までに、56市町村/56市町村:100%達成見込み)

市町村担当者向け説明会の開催

Q&Aの配布

計画策定の進捗状況

各県毎に市町村担当者への説明会を開催。避難支援の必要性・事例紹介など計画策定を支援。

説明会や相談窓口で市町村からの質問を受付。よくある質問も合わせて「Q&A」方式で各市町村へ配布。

上記の取り組みにより、原案作成を含めると大幅に進捗。

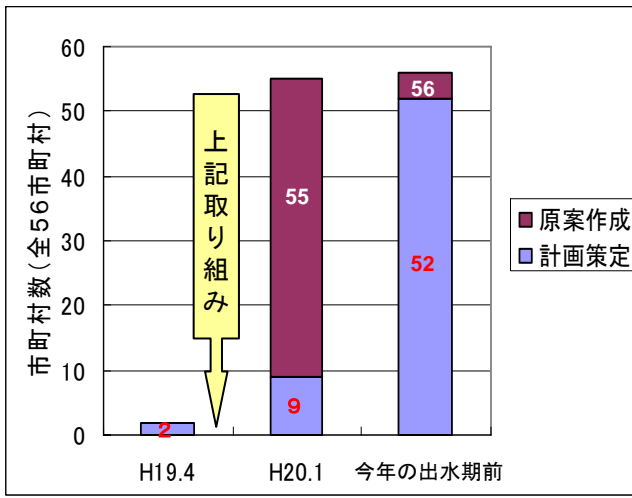


岡山会場にて



烏根会場にて

<p>中国地方整備局</p> <p>1. 業務概要</p> <p>2. 業務内容</p> <p>3. 業務成果</p> <p>4. 今後の取組</p>	<p>中国地方整備局</p> <p>1. 業務概要</p> <p>2. 業務内容</p> <p>3. 業務成果</p> <p>4. 今後の取組</p>	<p>中国地方整備局</p> <p>1. 業務概要</p> <p>2. 業務内容</p> <p>3. 業務成果</p> <p>4. 今後の取組</p>	<p>中国地方整備局</p> <p>1. 業務概要</p> <p>2. 業務内容</p> <p>3. 業務成果</p> <p>4. 今後の取組</p>	<p>中国地方整備局</p> <p>1. 業務概要</p> <p>2. 業務内容</p> <p>3. 業務成果</p> <p>4. 今後の取組</p>
---	---	---	---	---



7. 四国ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

四国における取組の内容

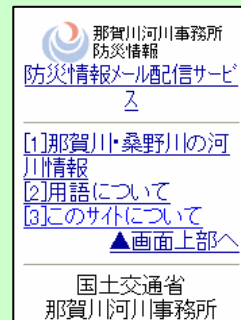
水災害時要援護者施設への連絡整備(100%達成)

市町村名	対象市町村数	連絡先の整備済市町村数
徳島	18	18
香川	13	13
愛媛	7	7
高知	8	8

※ 平成20年1月末時点での対象市町村数。

要援護者への防災情報の提供 (携帯メールの活用例)

防災情報メール配信



携帯サイト

防災情報メール

那賀川古庄観測所で氾濫注意水位(5.00m)を超えました。水位:5.10m
無堤地区などでは、氾濫に対する注意が必要です。今後の河川情報に注意が必要です。

送信メール

↓ 勉強会



水防法15条 推進チームの取組



↑ 水防法15条講演会 →

地域住民避難訓練の支援 (ハザードマップの活用)



↑ マップを使った避難路の確認 →



避難場所の確認

我が家(湯ノ子集会所)の避難場所は?

ハザードマップの利用

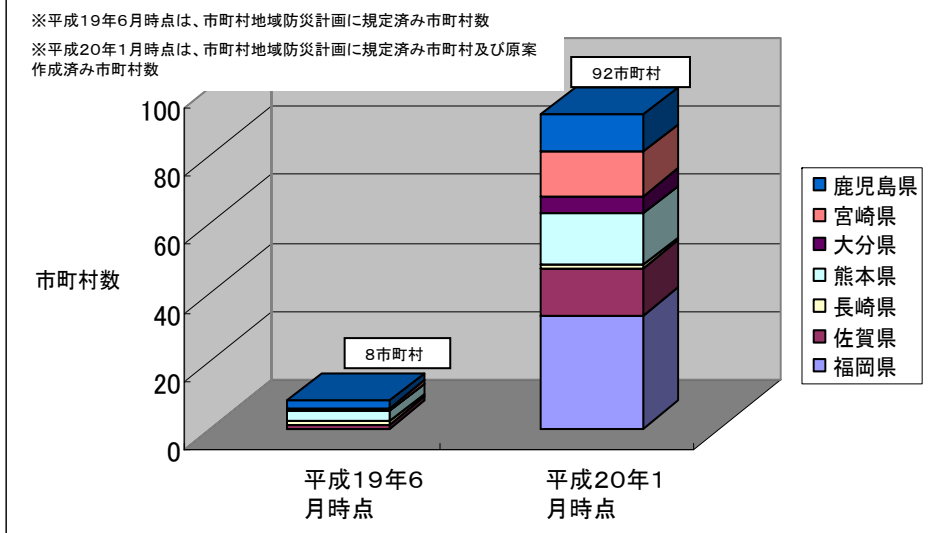


7. 九州ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

【取り組み内容】

九州6県及び九州地方整備局の取り組み

- 浸水想定区域内の要援護者施設の抽出検討 (H19. 3)
- 浸水想定区域の全ての対象市町村に対し説明会の実施 (H19. 6~9)
- 策定途上の市町村に対し、情報提供や個別フォローアップの実施。(H19. 9~随時)



【九州全域で市町村説明会開催】

実際に要援護者施設のリストアップ方法を地図を使い実践形式で各市町村担当者へ説明。

洪水想定して避難訓練
園児や高齢者ら中心に
水防演習前に住民組織が主催
八幡西区

車いすなどを使い避難場所に向かう高齢者ら

国交省九州地方整備局と県が行う遠賀川水防演習(五月十三日、中間市)を前に、八幡西区の香月地区で十四日、洪水を想定した避難訓練が行われた。地域住民でつくる防災組織「香月市民防災会(嶋田正之会長)が、演習の事前準備と防災意識の向上を狙って主催、近

から避難を呼び掛け、住民らを近くの公園に誘導。点呼を取った後、高齢者を車いすに乗せるなどして、約一キロ離れた香月市民センター(同区中央一丁目)まで移動した。嶋田会長は「子どもや高齢者の移動の際、道路などの安全確保などで予想以上の時間を取られた。課題の解決方法を考えていきたい」と話した。訓練の様子は、水防演習当日、会場でビデオ放映される予定。

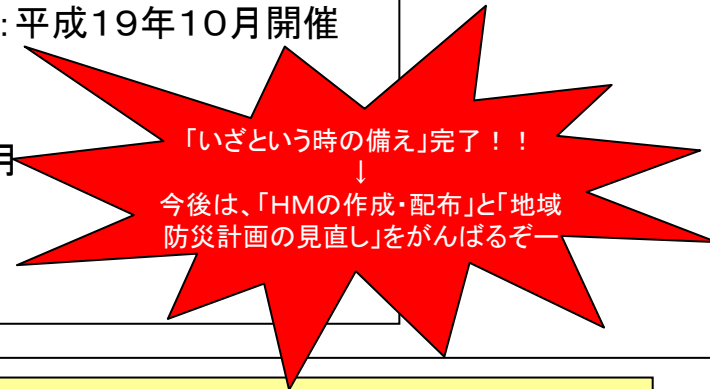
【要援護者を対象とした避難訓練】

水防演習の一環として、自主防災組織と協力して、避難訓練を実施。(子供や高齢者も参加)

7. 沖縄ブロック 災害時要援護者への避難支援に対する取り組み

取り組み内容

- ・防災・減災フォーラム 2007 in 沖縄 -いざという時、逃げられますか？- :平成19年10月開催
- ・減災に係るソフト対策について市町村との意見交換:平成19年10月
- ・災害時要援護者関連施設リストアップ完了:平成19年12月
- ・地域防災計画の見直しについて市町村幹部への情報提供:平成19年12月
- ・水位情報周知河川の全河川(指定予定)の指定:平成20年3月
- ・浸水想定区域の指定:平成20年3月
- ・平成20年度早期のHM作成・配布

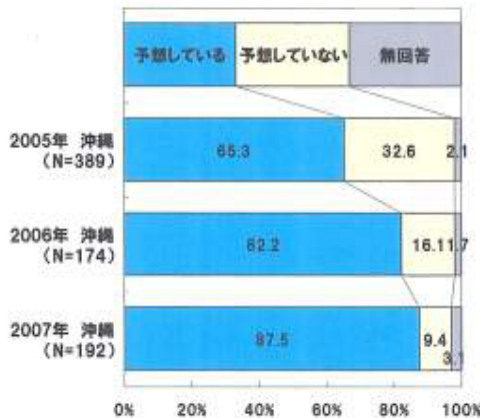


フォーラム開催による意識啓発



沖縄における意識調査 → ニーズを把握し、適切な対応に活かす

【質問1】近年、異常とも言える規模や頻度の洪水・高潮・土砂災害が全国各地で発生しています。あなたの地域でも、今後このような水害が起こりうると予想していますか？
【結果】水害を予想しているのは88%。2005年から着実に水害に対する意識が高まっている。



【質問2】日頃から災害に備えるために知っておきたい情報は何ですか？
【結果】災害に備えて知っておきたい情報は「避難場所や避難経路」が最も高く、次いで「緊急時の問合せ先」。

